

大津市介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業） 実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号の規定に基づき大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第2条第1項第2号に定める「介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業）」の業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業）実施業務

(2) 業務内容

別紙「大津市介護予防普及啓発事業（介護予防フィットネス事業）実施業務委託仕様書」のとおり。ただし、日程等については、会場の都合その他の理由により変更する場合がある。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

(1) 委託料

委託料は1クールにつき430,000円とする。

（上限は3会場分で1,290,000円）なお、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

(2) 設計

委託料の積算に当たっての設計は次のとおりとする。

ア 会場数 3会場

イ 開催回数 1会場当たり1クール10回

(3) 募集数

3事業者以内（1事業者複数クール実施可）

4 実施形式

公募型とする。

5 スケジュール

令和8年6月 9日（火）	公募開始
令和8年6月16日（火）	質疑受付締め切り
令和8年6月19日（金）	質疑に対する回答
令和8年6月23日（火）	企画提案書等の提出締め切り
令和8年7月 8日（水）	書類審査

6 参加資格

今回のプロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙様式5）により、電子メールで提出すること。

※メール件名に「大津市介護予防普及啓発事業実施業務に係る質問、商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。送信後は、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年6月16日（火）午後5時まで。なお、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

大津市健康福祉部 長寿福祉課介護予防係

電話 077-528-2741 電子メール otsu1437@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

(5) 回答予定日

令和8年6月19日（金）

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者等は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、イに掲げる書類は、原本1部及び副本6部を提出すること。

ア 参加申込書（別紙様式1）

イ 企画提案書（別紙様式2）

ウ 価格見積書（様式は任意。積算内訳及び合計金額を明記すること。）

エ 誓約書（別紙様式3）

オ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

a 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）及び消費税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書、納税証明書等）（写し可）

b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿（別紙様式4）、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出期限

令和8年6月23日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年6月23日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については提出者の危険負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部 長寿福祉課介護予防係（大津市役所 本館2階）

担当：上島

電話 077-528-2741 FAX 077-526-8382

9 企画提案書作成方法

(1) 提案できる数

企画提案書の提出は、1者当たり1案とする。ただし、複数の実施場所での開催を提案する場合は、実施場所ごとに第8項第1号イに定める企画提案書を提出するものとする。

(2) 企画提案書の様式等

企画提案書のサイズはA4判とし、A3判の折り込みも可能とする。また、企画提案書

(別紙様式2)に書ききれない場合は、独自様式を追加しても構わない。

(3) その他

会社概要パンフレット等を作成している場合には、当該パンフレット等を添付すること。

10 公募型プロポーザル参加資格の審査及び通知

- (1) 公募型プロポーザル参加資格は、提出された書類を審査の上、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書により電子メールにて通知する。通知は、令和8年7月1日(水)までに行う予定。
- (2) 審査結果にて公募型プロポーザル参加資格を有することを認めた場合でも、公募型プロポーザル実施日までに第6項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)の資格を失うものとする。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。なお、公募型プロポーザル参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和8年7月3日(金)までに長寿福祉課へその旨を記載した書面を提出すること。

11 審査方法

(1) 審査内容

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。審査日時は、令和8年7月8日(水)、審査場所は、大津市役所内会議室を予定している。

(2) 評価項目及び評価基準

業者選定にあたっては、企画提案書類等をもとに、以下の審査内容で評価し、採点する。なお、採点は次の事項に応じて行う。

ア 記名式とする。

イ 配点は項目ごとに設定し、委員1人当たりの持ち点は100点とする。

ウ 全評価項目にかかるプロポーザル審査委員全員の採点を合計し、合計得点の高い順に選定を行う。

エ 全評価項目にかかるプロポーザル審査委員全員の採点の合計が、配点合計の100分の60以上かつ評価点に0点がない業者を選定する。

評価項目	評価基準	配点
事業者の概要	介護予防事業に関わる事業規模、従業員数、業務内容等	10
介護予防事業の実績	これまでの介護予防事業の実績(公的な機関からの委託事業に限らず、独自事業も含めて)	20
委託に向けての姿勢	応募の理由(動機) 受託に向けてのアピール 事業実施にあたり、重要である点	20

委託事業の実施体制	従事者数や経験年数及び専門職種が多いか 事業実施場所は適切か 緊急事態への対応体制は適切か 苦情処理体制は適切か	10
個人情報の保護及び保管方法	個人情報保護体制及び個人情報保護方針は適切か 個人情報の保管方法が整備されているか	10
委託業務の実施	プログラム内容は適切か 利用者の目標の設定、目標達成への具体的な支援方法 利用者の意欲を高める方法 安全管理体制（感染症対策を含む）は整備されているか 従事者に対する研修を行っているか	20
委託見積額	実施体制及び実施内容と比較した見積額の適正さ 委託金額の算定は適正かつ明確に行われているか	10
合計		100

1.2 審査結果

(1) 通知方法

企画提案書等の書面審査の対象となった全ての者に文書で通知する。

(2) 通知時期

令和8年7月15日（水）を予定

1.3 提出書類の取り扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加並びに削除は、輕易なものを除き認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

1.4 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

1.5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の申し出

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 価格見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部 長寿福祉課介護予防係（大津市役所 本館2階）

担当：上畠

電話 077-528-2741 FAX 077-526-8382

電子メール otsu1437@city.otsu.lg.jp